

○やまと広域環境衛生事務組合公平委員会議事規則

(平成24年1月18日公平委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第11条第5項の規定に基づき、公平委員会の議事について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があったとき委員長が招集する。

2 会議を招集する場合には、委員長は会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(事務職員の出席)

第4条 事務職員は、会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は、事務職員が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第4項の議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年公平委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。